

はじめに

法曹養成専攻は法曹という専門職の養成に特化した専門職大学院であり、通常の学部・研究科とはその性質が大きく異なる。したがって、通常の学部・研究科とはかなり異質な分析検討となるであろうことを予告しておく。

①大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻の理念と共通データの分析

1) 理念

・大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻（以下「市大ロー」と略）の理念は二つある。ひとつはロースクール全般に通じる理念であり、従前の「司法試験」という「点」のみによる法曹の選考から、ロースクール教育という「線」による法曹養成の育成を通して法曹という高度な専門職を養成すること、第二に、市大ロープロパーの理念として、大阪市という大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題（やや具体的には、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動に関わる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活に関わる問題、そして、大都市が経済・社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題）に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指すこと、である（別添資料 1：「法科大学院認証評価自己評価書」参照）。

2) 入学者数の推移は別添資料 2 のとおりである。

・定員をほぼ充足している。

3) 中退者数の推移：別添資料 3

4) 就職率の推移

・ロースクールの場合は合格率の推移がこれを意味するものと考え、別添資料 4 を提出する。平成 18 年は 69. 2%、平成 19 年は 43. 1%、平成 20 年は 40. 2%、平成 21 年は 25. 0%、平成 22 年は 26.1%、平成 23 年は 25. 0%である。

5) 入学定員と教員数（別添資料 5 参照）

・入学定員は 60 名、ロースクール専任教員は 14 名、うち実務家専任教員は 3 名である。

6) 他のロースクール（特に阪大、神戸大、関関同立）との比較（別添資料 5 参照）

・阪大は入学定員 80 名、ロースクール専任教員数 27 名、うち実務家専任教員は 6 名。

・神戸大は入学定員 80 名、ロースクール専任教員数 34 名、うち実務家専任教員は 5 名

・関西大は入学定員 100 名、ロースクール専任教員数 30 名、うち実務家専任教員は 10 名

・関学大は入学定員 100 名、ロースクール専任教員数 30 名、うち実務家専任教員は 15 名

・同大は入学定員 120 名、ロースクール専任教員数 33 名、うち実務家専任教員は 9 名

・立大は入学定員 130 名、ロースクール専任教員数 36 名、うち実務家専任教員は 13 名

7) 分析

・入学者に関して定員をほぼ充足しつつも 100%の定員充足ができないのは、毎年定員一杯まで追加合格を出しているにもかかわらず、入学手続をしながら入学辞退者が発生することによる。

・このようにほぼ 100%の定員充足ができていないにもかかわらず、2 倍の競争率を大きく上

回る競争率を確保していることは重視されるべきことである。平成 24 年 4 月 20 日に総務省行政評価局が文科省と法務省に対して行った勧告（「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」の結果について）では、【主な勧告事項 4】の一事項としてとして「法科大学院における教育の質を確保する観点から、定員充足率が向上しない法科大学院に対し、実入学者数に見合った更なる入学定員の削減を求めること」を、また、【主な勧告事項 5】の一事項として、「法科大学院の公的支援の見直し指標の競争倍率については、意図的に合格者を減少させることで競争倍率を確保する可能性があることを踏まえ、定員充足率を加味したものに改めること」を、いずれも文科省に対して勧告しているからである。ちなみに文科省は、平成 24 年度から、法科大学院に対し、組織の自主的・自律的な見直しを促すため、入試の競争倍率（2 倍未満）と司法試験合格率（3 年以上連続して全国平均の半分未満等）の二つの指標に該当する対象校に対する公的支援の見直し（財政支援の減額調整）を実施している（別添資料 6：平成 24 年 4 月 20 日付総務省行政評価局の勧告）。

- ・また、別添資料 7 にあるとおり、市大ローへはほぼ全国から入学者がある。
- ・このように、競争率が一定以上を確保し、かつ全国から入学者があることは、市大ローが全国の法曹養成市場から一定以上の評価を得ていることを意味する。その主たる理由は、毎年一定以上の（=具体的には平成 21 年新司法試験を除き毎年全国平均以上の）合格率を出していることに求める他ない。また、大阪市域にある唯一のロースクールであること、大阪府全体で見るとロースクールが北部に集中しており、市大は比較的南部にあることから選択されているという点も、付随的な理由として考えられる（別添資料 8：「ロースクール在学生座談会」における「入学動機」の項参照）。

②これまでの改革の取組み

1) 入学定員について

- ・発足当初から平成 21 年度入学者までは入学定員は 75 名（3 年標準型 40 人程度、2 年短縮型を 35 人程度）としていたが、優れた学生を確保することに従前以上に努力するとともに、従前以上にきめ細かい教育を行うことが不可欠との認識に基づき、平成 22 年度入学者からは入学定員 60 名（3 年標準型・2 年短縮型とも 30 名程度）とし、現在に至っている。ちなみに、この入学定員の削減は文部科学省からの要請に基づくものであり、他のロースクールもほぼ一律に 2 割の定員削減を行っており、市大ローに特段の問題があったわけではないことを付言しておく。さらに付言すれば、2008（平成 20）年度に大学評価・学位授与機構によって行われた認証評価において、認証評価基準に適合しているという評価を受け、かつ、「改善すべき点」がひとつも指摘されなかったことは、特筆すべき事項である。「改善すべき点」がひとつも指摘されなかったロースクールは少なく、市大ローが全国的にみてかなり優れているといえる証左だからである。

2) 教育方法について

- ・入学定員の変更に伴い、1 クラスの定員を減少させ、ロースクール教育の特徴である双方向的・多方向的な討論を活性化させ、より密度の高い教育を実現した。

3) 成績評価について

- ・平成 21 年度までは不合格となった科目について 1 回の再試験の受験を認める再試験制度

が存在していた。しかし、本試験から数週間をおいて再試験を実施しても教育効果は大きくないとの見解が多数を占めたことから、平成 22 年度より、全ての学年について再試験制度を廃止した。

4) 教育内容等の改善措置

- ・毎年、学生授業アンケートを実施し、各教員が毎年、授業内容の改革に取り組んでいる。その結果、市大ローでは学生の授業満足度は全般的にかなり高い数値を示している（別添資料 9 参照）。
- ・その他適宜、カリキュラムや教育のあり方を見直すワーキング・グループを立ちあげ、検討している。例えば平成 22 年 10 月専攻会議で、「ロースクールにおけるカリキュラムと教育のあり方検討会議」の名称で、カリキュラム（主として法律基本科目）と教育のあり方を検討するためのプロジェクト・チームを設置し、授業や定期試験のあり方について検討が行われ、それに基づき各教員が教育内容のあり方等について見直しを行った。

5) 学生に対する学修支援

- ・平成 21 年度からアカデミック・アドバイザーという制度を導入した。これは、司法試験に合格し若手弁護士として活躍している市大ロー修了者がアカデミック・アドバイザーに就任し、教員の補助者として、学生に対する様々な学習上の指導・助言、特に授業理解のための補助的指導、文書作成の仕方、個別の学修相談などを行う、という制度である。

6) 職業支援（キャリア支援）

- ・これまでも、大学全体の就職支援担当部署において必要な情報提供を受け、あるいは教員による学習支援の面談等において、適宜、職業に関する相談に応じ、さらにはエクスターンシップ（学生が授業の一環として一定期間、弁護士事務所において、弁護士の直接の指導の下で、実際の事件を題材として、法曹としての専門的技能の基礎を学ぶもの）における研修先の事務所の弁護士から、実務家としての進路に関する様々な情報が提供されることがあった。さらに全国レベルでの就職希望に対応するため、市大ローもジュリナビ（法曹及び法律専門職を目指す学生の就職活動とキャリアプランニングを支援する就職支援サイト）に参加している。これらのキャリア支援の他、近年では、公務員となった修了生や、あるいは個別の企業による説明会を開き（例えば平成 24 年度については、6 月 23 日にゆうちょ銀行、JAC Recruitment、及び神戸市に就職している修了生による説明会が開催された）、より細やかなキャリア支援を行っている。

③他大学と比較した分野的特徴

1) 特徴

- ・ロースクールという専門職大学院の場合、分野的特徴を示す最も分かりやすい特徴は、司法試験合格率である。神戸大からはかなり離されているという印象を受けるが、阪大とはほぼ拮抗しており、平成 21 年度を除き、全国平均以上の合格率を出している。ちなみに、平成 24 年度については未だ短答式合格者しか数値が出ていないが、やはり阪大とほぼ拮抗している。他方、関関同立は、合格率に関しては、市大ローから大きく離されている年が多い。

2) 課題

- ・阪大、神大、関関同立との入学定員、教員数の比較は既に述べたとおりである。
- ・市大ローの場合には入学定員 60 人であるので、設置基準上の必置専任教員数は 14 人であり、配置されている専任教員数は 14 人である。
- ・このように、市大ローの場合、専任教員の数が必要最小限度にとどまり、余裕がない。ちなみに、阪大、神戸大、関関同立と市大ローにおいて、司法試験で必ず受験しなければならない「法律基本科目」（憲法・民法・刑法・商法・民訴法・刑訴法・行政法）のロースクール担当専任教員数（実務家専任を除く）を示すと、次のとおりである。なお以下の数値は、渡辺が各ロースクールの現時点でのホームページ等を見て、各ロースクールにおいてこれら法律基本科目を実際に担当しているとみられる教員数を、ロースクール専任か否かとは関係なく、算出したものである。また、ロースクールに特任教授として任用されている実務家教員（弁護士・税理士等）は除いている。
- ・憲法：阪大 3 人、神戸大 2 人、関大 2 人、関学大 3 人、同大 2 人、立大 2 人、市大 1 人
- ・民法：阪大 4 人、神戸大 4 人、関大 8 人、関学大 3 人、同大 7 人、立大 4 人、市大 3 人
- ・刑法：阪大 2 人、神戸大 4 人、関大 5 人、関学大 2 人、同大 2 人、立大 4 人、市大 2 人（うち一人は刑事政策の専門の研究者）
- ・商法：阪大 3 人、神戸大 4 人、関大 3 人、関学大 2 人、同大 3 人、立大 3 人、市大 3 人
- ・民訴法：阪大 4 人、神戸大 4 人、関大 1 人、関学大 1 人、同大 4 人、立大 2 人、市大 1 人
- ・刑訴法：阪大 2 人、神戸大 2 人、関大 2 人、関学大 2 人、同大 3 人、立大 3 人、市大 1 人（今年度はやむをえず刑法専門の研究者が刑訴法の一部を担当。したがって厳密にはゼロ）
- ・行政法：阪大 3 人、神戸大 3 人、関大 2 人、関学大 2 人、同大 2 人、立大 3 人、市大 1 人
- ・上記の数値から分かるとおり、市大ロースクールの場合、憲法、民訴法、行政法は担当教員が 1 名であり、刑事訴訟法に至っては、本来は刑法を専門とする研究者の個人的能力の高さに助けられてかろうじて専任教員で賄っているという有様である。このように人数的には必要最小限度の専任教員数であるにもかかわらず毎年一定以上の合格率を出し続けることができた一因は、これまではひたすら各教員の能力の高さが人数的貧弱さを補ってきたことにある。しかしこの状況は好ましいことではない。この点の改善を強く求める所以である。
- ・おそらく、市大ローが合格率という数値の点で好結果を残し、有意な法曹を輩出することが可能となったもうひとつの要因は、法律基本科目以外の科目の教員、すなわち司法試験選択科目の担当教員（倒産法、労働法、国際私法、国際法を担当する研究者教員及び知的財産法を担当する実務家専任教員）だけでなく、司法試験科目ではない実定法（ロースクールの授業体系では「展開先端科目」に位置づけられる社会保障法）や、また学問的には基礎法といわれる日本法制史・英米法・ドイツ法・法社会学・法哲学（ロースクールの授業体系では「基礎法学・隣接科目」と位置づけられている）の教員によって質の高い講義が提供され続け、それによって学生が広い視野から法的思考を身につけることが可能となったことによる。この点、市大ローは法学研究科から独立した大学院ではなく、

法学研究科の下に設けられた専門職大学院であることのメリットが生きているのである。換言すれば、法学研究科から独立した形でロースクールを組織運営することは、市大ローに関していえば、ロースクールにおける教育の水脈を絶たれることを意味する。以上のことに鑑みると、現在の組織形態が維持されなければならないことを強調しなくてはならない。

④主な産学官連携の取組み、成果

- ・専門職の養成機関である専門職大学院にとっては「主な産学官連携の取組み、成果」として示しうるところには限界があるが、市大ローの場合、産学連携活動として想定できるのは、法曹関係者との連携活動である。そこで、市大ローが一貫して取り組んできた「中小企業向け法律相談」の実績を別添資料 10 として提出する。これを通して、大阪府・市下の中小企業に対して法律面でのアドバイスという点で相当程度貢献してきている。
- ・この「中小企業向け法律相談」は、⑤で後述するように、文化交流センターに設置されている「中小企業支援法律センター」において行われているものであるが、中小企業支援法律センターは、大阪府内の中小企業の連合体である「大阪府中小企業団体中央会」と連携しており、大阪府中小企業団体中央会に、当該会の会員である中小企業から法律相談の希望があった場合に、中小企業支援法律センターを紹介する、ということが行われている。その他、数年前に、中小企業支援法律センターが開催した中小企業の事業主を対象とした後援会を大阪府中小企業団体中央会が後援し、会員である中小企業に参加を呼びかけてくれたという実績もある。
- ・また、市大ローは、大阪市立大学法学部出身者からなる「有恒法曹会」と緊密な連携をとって、大阪府あるいは大阪都の中核となる法曹を要請している。エクスターンシップとして市大ローの学生の希望者全員には、主として有恒法曹会出身者の弁護士の事務所で実務研修を行う機会が与えられている。これは関西でもほとんど類を見ない、ロースクールとその出身者の協力事業である。いままで、市大ローの前身である大阪市立大学法学部の出身の法曹の中から、大阪弁護士会会長が2人以上輩出していることは、本学の理念、すなわち、法律学を単に試験勉強のために学ぶというのではなく、社会的弱者保護のプロフェッショナルとなるために、大学で必要な教養を身につけるという考え方が、社会において一定の成果を生み出していることを示す。

⑤市大ローの基本理念と今後の展開、改革

1) 市大ローの基本理念

- ・上記①1) に示したとおりである。これを今後とも堅持する。

2) 今後の展開

(a) 中小企業支援法律センターの充実：今後重点化すべきものの一つに、「中小企業支援法律センター」の充実がある。市大ローではいわゆるリーガルクリニック（法律相談実務演習）という講義のために、有恒法曹会所属の弁護士の協力を得て、「中小企業向け法律相談」という科目を開講している。学生は、本学文化交流センター内にある中小企業支援法律センターにおいて、相談者の同意を得たうえで、担当弁護士の法律相談に同席し、担当

弁護士とともに法律相談を行い、法律相談と法律問題の学習を結びつけることにより、アクチュアルに法律問題を捉えることが可能となる。ところで、この講義自体は後期に位置づけられているが、相談者を確保するためには、年間を通じてセンターを開設しておく必要がある。しかも、毎週これを開設する（具体的には担当弁護士が毎週、文化交流センター内の中小企業支援法律センターに来て、法律相談を行う）ことにより、継続的な法律相談が行われるようになる。このようにして継続的な法律相談を確保しなければ、後期の授業に大きな支障が発生する。ところがこの事業に全学から割り当てられる財源が年々減少し、特に本年度は、全学の競争的予算から配分される財源が激減した。その結果、昨年までは年間を通じて毎週行うことができた、弁護士による法律相談を本年度からは隔週とせざるを得ず、また、担当の弁護士に支給される報酬も、昨年度までは全学の謝金報酬基準に適合したものであったのが、本年度からはこれを下回るものとならざるを得なくなっている。しかし、このリーガルクリニックは、理論と実務の架橋というロースクール教育の理念の実現という観点から貴重なプログラムである。

このような教育上の重要性だけでなく、次の点も指摘しなくてはならない。それは、そもそも、中小企業支援法律センターは、文部科学省の「法科大学院等専門職大学院形成支援経費」の申請を行い、この申請が認められて2005（平成17）年度から開始されたものである、ということである。すなわち、文部科学省が当該申請対象事業である中小企業法律支援センターの開設を、大阪市大らしいユニークな試みとして評価し、当該事業は開始されたのである。加えて、**別添資料 10**にもあるとおり、一貫した相談件数があり、大阪市において貴重な法律相談サービスを提供しているということができるところからみても、今後は財源が安定的に配分され、現状が改善されることを強く期待する。

(b)市大ローのプレゼンスの充実：そもそも法科大学院は、司法制度改革の一環として、社会の医師としての法曹を社会一般の中で広く利用できる状況を作り出そうと創設された。しかし実際には、東京に法曹が一極集中する現象が進んでおり、そのような状況下で大阪の地に優秀かつ豊富な法曹が定着することが必要であるところ、市大ローの修了生の場合、次のような事情から、かなりの程度大阪に定着することが期待できる。すなわち、これまで大阪市大からは多くの法曹を輩出しており、大阪弁護士会会長には市大出身者も少なからずいることなど、ロースクール創設以前から大阪市大の有する法曹としての財産の蓄積には大きなものがあり、「有恒法曹会」という市大出身者の弁護士を構成員とする会も設立されている。この「有恒法曹会」との協力関係により、エクスターンシップが実施されており、エクスターンシップのつながりによって、司法試験合格後の就職先を見つける修了生も多い。このような形で市大ローの修了生のかなりの部分が実際に大阪に定着しており、今後もこの状態が続くであろうことが期待できる。このようにして、市大ローは、大阪府あるいは大阪都の中核をなす市域に存在する唯一のロースクールとして将来的にも重要な役割を果たさうるのである。その役割を実際に果たすためには市大ローにおける教育体制の改善は不可欠であり、教員数の充実を強く求める次第である。市大ローが市場において高い評価を得ている現時点において、大阪市大において唯一の専門職大学院である市大ローの商品価値をさらに強化することは、大阪市大全体にとってのメリットも大きいはずである。

(c)法学研究科全体の強化の必要性：市大ローの価値を上げるためには、法学研究科全体の

強化が不可欠である。ロースクール創設以降、大阪市大法学研究科は全学的な定員削減が実施されるという想定外の状況の発生に対して、創設後間もないロースクールを維持することを最優先して対応してきた。その結果、法学研究科に属する教員全体の献身的な努力によってかろうじてロースクールは、全国的にも誇りうるような成果を上げてきた。しかしそれは、法学部及び法学研究科法学政治学専攻における教育等に対してある種の犠牲を不可避免的に伴うものであった。今後は、法学部・法学研究科法学政治学専攻と、ロースクールとのバランスのとれた発展が必要であり、法学研究科全体の強化が図られることなく放置されると、ロースクールもまた立ちゆかなくなる危険性があるのである。